**志摩市財務会計システム更新業務仕様書**

**令和4年2月**

**志摩市**

１．業務名

志摩市財務会計システム更新業務

２．目的

現在の財務会計システム（以下「現システム」という。）は、平成29年から運用しており、予算編成から決算統計までの財務会計に関する業務を管理しているが、導入から約5年が経過し、最新環境への対応と業務効率化を推進するため、新財務会計システム（以下「新システム」という。）を構築する。

３．業務委託内容

（１）システムの設計から導入まで

①現在の業務の流れを鑑みながら、本市の今後の業務を考慮したシステムを構築するものとする。また、システム導入後における電子決裁の導入・連動にいつでも対応できるシステムであることを要する。

②システムの設計・開発・テストを実施するものとする。

③仕様書の内容に基づき、本市に最適なシステムの設計・開発・検証を行うこと。

④システムを稼働させるサーバは、本市で既に稼働している仮想サーバ上の仮想マシン

として稼働させること。

（２）操作研修

スムーズなシステム稼動を推進するため、職員を対象とした操作研修を実施するものとする。

（３）データ移行

本市にシステムを導入することが決定した業者は、既存のデータ移行をスムーズに実施すること。

（４）保守、運用支援

円滑な業務遂行のため、システムの保守・運用支援を行うこと。

４．適用業務のシステム範囲

適用業務のシステム範囲は、以下のとおりとする。

①予算編成

②予算執行

③決算統計

④起債管理

５．新システム稼動スケジュール

構築から運用までのスケジュールは、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和4年3月中旬  令和4年3月下旬  令和4年10月1日  令和5年4月1日 | 業者決定  契約締結（予定）及び新システム構築開始  予算編成システムが稼動  予算編成システム以外のシステムが稼働 |

６．基本要件

（１）クライアントには専用のプログラムを組み込まなくても、chrome又はedge（Internet Explorerモードでの使用を含む。）及び　Adobe Readerが組み込まれていれば、システムの端末として利用できるWeb型のシステムであることとする。

（２）新システムは、一般財団法人全国地域情報化推進協議会（以下「APPLIC」という。）が管理する「地域情報プラットフォーム標準仕様書－自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.1」以降に対応し、APPLICに準拠登録されたパッケージシステムであることとする。

（３）新システムは庁舎内で既に稼働している仮想サーバ上の仮想マシンとして動作する志摩市のブレードサーバ（自庁型）のシステムとする。

（４）データ保持も含め稼動後5年間（予算編成システムにあっては5年6箇月）の利用ができるシステムを提案すること。

（５）システム導入等については、本市の情報担当職員及び業務担当職員と豊富な開発経験を持つ業務に精通したSEとの間で十分な協議を行い、当方の要望を十分に考慮しパッケージシステムの導入を基本としつつも必要な修正・追加については反映可能なこととする。

（６）クライアントPCは、本市既存の業務用全PCにおいて運用可能であることとする。また、クライアントPCの増設、移設、更新、入替え等が発生した場合でも、設定作業等を業者に委託する必要がなく、追加費用を必要としないものであることとする。

（７）新システムの稼動時期については既述のとおりとし、稼動までに職員によるシステム検証、操作研修等全て終了し、万全の体制をとれるようスケジュール計画を立てること。

（８）システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとのパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること。

７．システム運用要件

新システムの導入に必要なミドルウェアについては、本業務の調達範囲とする。

（１）ミドルウェア

信頼性・保守性を考慮したOS、データベースソフトを採用した提案とすること（※本業務におけるサーバOSはWindows Server2016以降を指定しており、当該OSは仮想サーバの基本機能に組み込まれていることから、本調達範囲には含めない。）。

（２）サーバ要件

①職員数600人規模程度の自治体の使用に耐えられるものとして、構成するサーバスペックを提示すること。

②システム性能を考慮し、サーバスペックは現在のスペックよりも高いスペックに設定すること。なお、現在のスペックは後述のとおり。

③サーバは仮想マシンとなるため、仮想基盤を構築したベンダーに問題のない構成か確認を行うこと。

④仮想マシンの構築は、仮想基盤を構築したベンダーにおいて実施するため、当該構築費用は本調達範囲に含めない。ただし、仮想マシン引渡し後のシステム構築費用又は移行構築費用については本調達範囲に含めることとする。

⑤サーバは仮想マシンとなるため、アクセス方法は、原則、リモートデスクトップ接続とする。なお、メディア等の接続が必要となる場合は、仮想基盤を構築したベンダーと調整を行った上で接続を実施すること。

⑥ハードディスクの容量は、システム運用期間を十分考慮した容量に設定すること。

⑦ウイルス対策ソフトをサーバへセットアップすること。なお、ウイルス対策ソフトの調達も本調達範囲に含むこと（ただし、クライアント分（600台）については本調達範囲には含めない。）。

⑧サーバOSは、Windows Server2016以降とする。なお、Windows Server Device CAL2016については、クライアント分（600台）は本調達範囲には含めない。

⑨庁舎内で既に稼働している仮想サーバの更改時には、仮想マシンイメージ移行を想定しており、その移行作業は、本財務会計システム更新業務とは別に実施するが、その際の動作確認及び不具合が発生した場合における回復作業等について協力して実施すること。なお、仮想サーバの更改は、令和6年4月を予定しており、そのスペックは概ね後述の現在のスペックのとおりである。

　　【参考】

サーバスペック

　　　①DBサーバ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | スペック | 備考 |
| CPU | 8コア |  |
| メモリ | 8 GB |  |
| ディスク | 300 GB + 50 GB | 追加の50GBはバックアップ領域として使用 |

②WEBサーバ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | スペック | 備考 |
| CPU | 16コア |  |
| メモリ | 16 GB |  |
| ディスク | 300 GB + 50 GB | 追加の50GBはバックアップ領域として使用 |

　　　既存ベンダー情報

　　　株式会社松阪電子計算センター（三重県松阪市石津町字地蔵裏３５３‐１）

（３）ネットワーク

ネットワークについては、本市既存のネットワーク環境を利用するものとする。

なお、ネットワークの接続に関しては、本市及び関連業者と調整の上、スムーズな接続を実施すること。

（４）データバックアップ要件

①仮想マシン自体のバックアップは、仮想基盤と連携して自動的にバックアップが取得されるため、そのバックアップ方式に準じること。

②バックアップデータの復旧作業が、仮想マシンのリストア以外の方法で行う必要がある場合、データのダンプを取得するなど、工夫を施すこと。

③データバックアップは、業務時間に影響を及ぼさない時間帯、環境にて実行される構成・設定とし、バックアップ処理を自動化すること。

（５）システム運用時間

バックアップの時間を除き、原則365日24時間の運用が可能であること。

８．クライアント要件

（１）既存資源の有効活用

既存のクライアント端末及びプリンタ環境を活用することにより、初期導入コスト削減と現行機器等の有効活用を図るものとする。

（２）クライアントの新システム利用要件

クライアント端末の利用環境について、OSはWindows 10以降、Internet Explorerは11以降、google chrome又はmicrosoft edgeでも動作が可能であること。Adobe ReaderはX以降に対応していること。また、OS、Internet Explorerは、複数のバージョンの混在が可能であること。

（３）新システム用クライアント台数

新システムに接続するクライアント数は、600台（同時接続200台を想定）で稼働できること。また、稼働後において一定数の増設もあり得るものとする。

９．システム導入体制

（１）プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。また、プロジェクトマネージャ及び担当技術者を明確に記載した体制図を提案時に提出すること。

（２）導入作業等で本市での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を本市と協議すること。

（３）打合せ、会議等は、原則、本市施設内で実施するものとし、会議室の会場は本市が準備する。打合せの日程は、本市と協議の上、調整すること。

（４）打合せに使用する資料等は、基本的に受託者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受託者が作成し、本市の承認を得ること。

（５）プロジェクトマネージャが、責任を持って進捗管理、品質管理等を行うこと。また、問題解決、情報共有及び状況把握を目的とした会議を必要に応じ適時実施すること。

１０．データ移行要件

（１）本市にシステムを導入することが決定した業者は、既存のデータ移行をスムーズに実施すること。また、費用対効果の高い、より職員負担軽減を考慮したデータ移行を提案すること。

（２）新システムに移行するデータは本市から提示する。したがって、現システムからのデータ抽出費用は見積書の対象外とする。

（３）データ移行範囲については、以下のとおりとする。

①システム共通データ

　新システムを起動させるために必要なデータを対象とする。

会計名称、所属名称、歳入科目名称、歳出科目名称、現金運用科目、歳計外科目、

事業名称、金融機関情報、債権者情報　等

②予算編成システムデータ

前年度予算額データ、前々年度決算額データ

③予算執行システムデータ

　源泉徴収情報

④起債管理システムデータ

起債台帳

１１．他システムとのデータ連携

以下のシステムデータ連携を実施すること。データ連携に関する全ての作業は調達範囲に含むものとし、毎年の実施が必要な作業についても保守作業範囲内とするなど追加費用が不要であること。

データレイアウトについては、新システム受託者側が現システムのデータレイアウトに合わせること。

・人事給与予算データ及び支出データの取込み

１２．操作研修等

（１）導入時操作説明・研修

①一般職員向け操作研修

全庁職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。なお、操作説明の対象人数は、以下を想定している。

予算編成：100名程度

予算執行：200名程度

※各研修の人数は30～40名程度とする

操作研修会場、研修用PC、電源、ネットワーク環境は本市にて用意する。

②管理職員向け操作説明

新システムの初期稼動時や各サブシステムの稼動時に、システム機能及び操作方法の説明を行うこと。

（２）稼動後の支援体制

稼動後の安定的な運用を確保するために、電話等による問合せに対応できる要員を配置すること。

１３．保守・運用支援

（１）基本要件

①業務委託期間中、新システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。

②保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。

③受付時間は、勤務時間（平日8:30～17:15）を原則とするが、問合せの内容によっては、時間外でも対応すること。

④導入した機器及びソフトウェアに関する機能・操作方法等の問合せ（電話・メール等）に対応すること。

⑤導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本市に連絡し、対応を別途調整すること。

⑥本市が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問合せ（電話・メール等）に対して、技術的支援を行うこと。

⑦通信回線を使用した遠隔操作による保守を可能とするものとし、この方法で対応できない場合は出張訪問して対応するものとする。なお、遠隔操作に必要な回線工事費用、機器費用、月額費用(通信費等)、その他必要な費用を見積書に含めること。

（２）障害発生時の保守

①システム障害の復旧作業は、作業開始から1日以内に終わらせること。

②障害復旧が完了した場合、本市に完了報告を行うこと。

③システムを稼働させる仮想マシンで障害が発生した場合は、仮想基盤を構築したベンダーと連携して切り分け及び回復対応を実施すること。なお、その際に追加費用が発生することは認めない。

１４．成果物

下記の成果物を納品すること。なお、納品物のドキュメントについては、各工程の終了時に納品を行うこと。

（１）システム一式

①パッケージシステム

②必要とされるミドルウェア

（２）プロジェクト管理に関する納品物

①プロジェクト体制図

②マスタースケジュール

③全体進捗状況報告書

④システム別詳細スケジュール

⑤基本設計書（要件一覧、業務概要、業務フロー、帳票・伝票レイアウト、区分・コード設計書）

⑥打合せ議事録

（３）環境設定・機器設置に関する納品物

①サーバ（仮想マシン）設定書、運用書

（４）操作研修に関する納品物

①操作研修用テキスト

（５）その他

①検討課題表

②システムマニュアル（システムにおける各機能について、その内容、どういうときに利用するための機能か、当該機能を実行する際の注意事項等を盛り込んだものとする。）

１５．著作権の扱い

（１）本業務の納入成果物は基本的に本市が著作権を有するものとする。

（２）納入成果物のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについては著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本市に譲渡されるものとする。

（３）著作権の所在にかかわらず、データベースのテーブル構成及びデータ項目については開示すること。

１６．守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

１７．業務引継ぎ等に関する事項

（１）本契約の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由のいかんにかかわらず、本業務が終了する場合は、受託者は業務引継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。

（２）業務引継ぎに伴いデータ移行が発生する場合、受託者は本市が指定するフォーマット（以下「移行用フォーマット」という。）により速やかに提供すること。また、次回システム構築業者が、本業務の受託者でない場合であっても移行データの抽出、移行用フォーマットへの変換作業費用は、本業務の受託者負担とする。

１８．その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。